

厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表の 進捗状況(フォローアップ)について

令和2年10月28日(水)

第2回 厚生労働省統計改革検討会

【目次】

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施・・・ 2ページ
2. 情報システムの適正化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ページ
3. 組織改革・研修の拡充等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8ページ
4. データの利活用・一元的な保存の推進・・・・・・・・・・・・ 12ページ
5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進・・・・・・・・・・・・ 18ページ

1. ガイドラインの作成とPDCAサイクルの 着実な実施

(1) 2020年度(令和2年度)上期の取組内容

①標準的なガイドライン及びチェックリストの作成

- 令和2年4月から、「統計業務の改善に関する調査研究」を実施し、調査担当が統計を作成する過程における「遵守しなければならないルール（統計標準ガイドライン）」、「作成しなければならないマニュアル（個別マニュアル）の作成方法」等を整理し、初版（9月版）を取りまとめ（令和2年9月）

②第三者が誤り等を報告するための相談窓口

- 上記連絡窓口を設置、運用開始（令和2年10月）

※新型コロナウイルス感染症への対応等の理由により、設置時期を後ろ倒し

(2) 2020年度(令和2年度)下期の取組方針

- 統計標準ガイドライン等について、検証・拡充を実施し、9月版を改定
- 8つ程度の個別統計のマニュアルを作成
- コンプライアンスチェックの実施（令和2年中）及び結果とりまとめ
※統計調査の新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、今年度は試行的に実施
- 調査実施機関との意見交換・相談窓口の対応（随時実施）

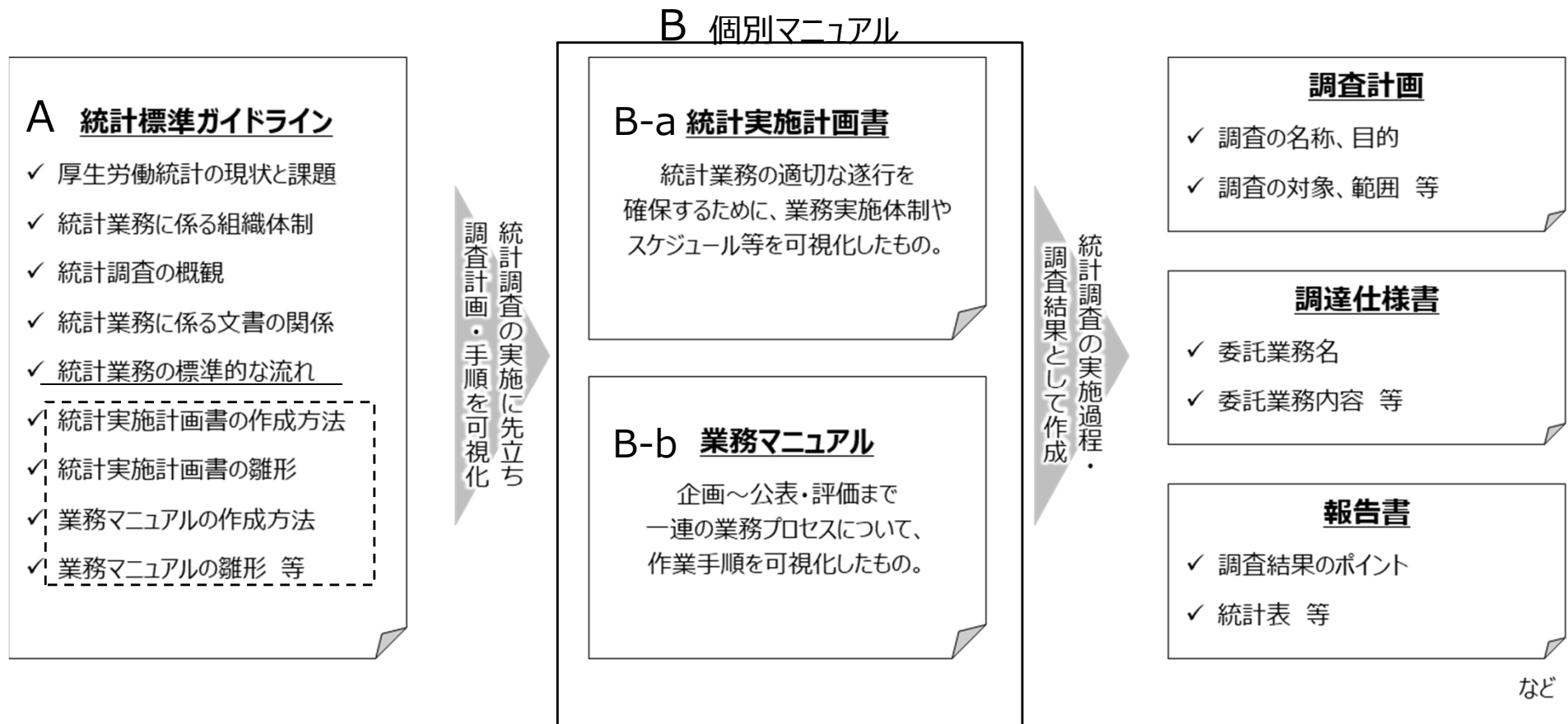
(3) 2021年度(令和3年度)の取組方針

- 厚生労働省所管の各統計において、統計標準ガイドライン等に基づく業務の実行
- 統計標準ガイドライン等の見直しを継続的に実施

統計標準ガイドラインと個別マニュアルの関係

- 多種多様な統計調査を包含した標準的な業務プロセスや、各種規則・指針に定める遵守事項・留意事項の抜粋など、必要な情報を幅広く記載した標準的な業務マニュアルである「統計標準ガイドライン」を作成し、厚生労働省における統計調査全体のガバナンスを強化（A）
- 調査担当は、統計標準ガイドラインに基づき、以下の「個別マニュアル」（B）を作成し、業務を遂行
 - **個別統計のガバナンスを強化**するため、統計業務の開始に先立ち、企画から公表・提供、評価までのスケジュール、実施体制、成果物等を記載した「統計実施計画書」（B-a）
 - **業務プロセスを可視化**するため、統計業務の開始に先立ち、統計業務の企画から公表・提供、評価の一連の業務プロセスにおける業務内容、留意事項等を具体的かつ網羅的に記載した「業務マニュアル」（B-b）

統計調査に向けて作成すべき文書の関係



2. 情報システムの適正化

(1) 2020年度(令和2年度)上期の取組内容

<システム共通>

①今後の統計処理システム等に係る調査研究の実施

- 現行業務・システムの課題を整理中（令和2年10月）
- 次期統計処理システムの在り方について検討中（令和2年12月）

②AIやRPAなどの導入に向けた調査研究

- ICTに関する最新動向の事例を収集中（令和2年10月）

<毎月勤労統計システム>

- 「毎月勤労統計調査に係る集計処理等の検討業務」において、全国調査の集計処理の内容を詳細に記述したプログラム仕様書を作成し、全国調査の集計処理の内容を可視化（令和2年10月）

(2)2020年度(令和2年度)下期の取組方針

<システム共通>

- 今後の統計処理システムに向けた移行方針の確定
- ICT技術の統計システムへの活用方法の検討

<毎月勤労統計システム>

- 作成したプログラム仕様書に基づき、COBOLから、汎用性が高く、容易に改修等ができるプログラム言語への移行を実施するための調達仕様書を作成

(3)2021年度(令和3年度)の取組方針

<システム共通>

- 移行方針を踏まえた実機検証の実施、一部機能の要件定義

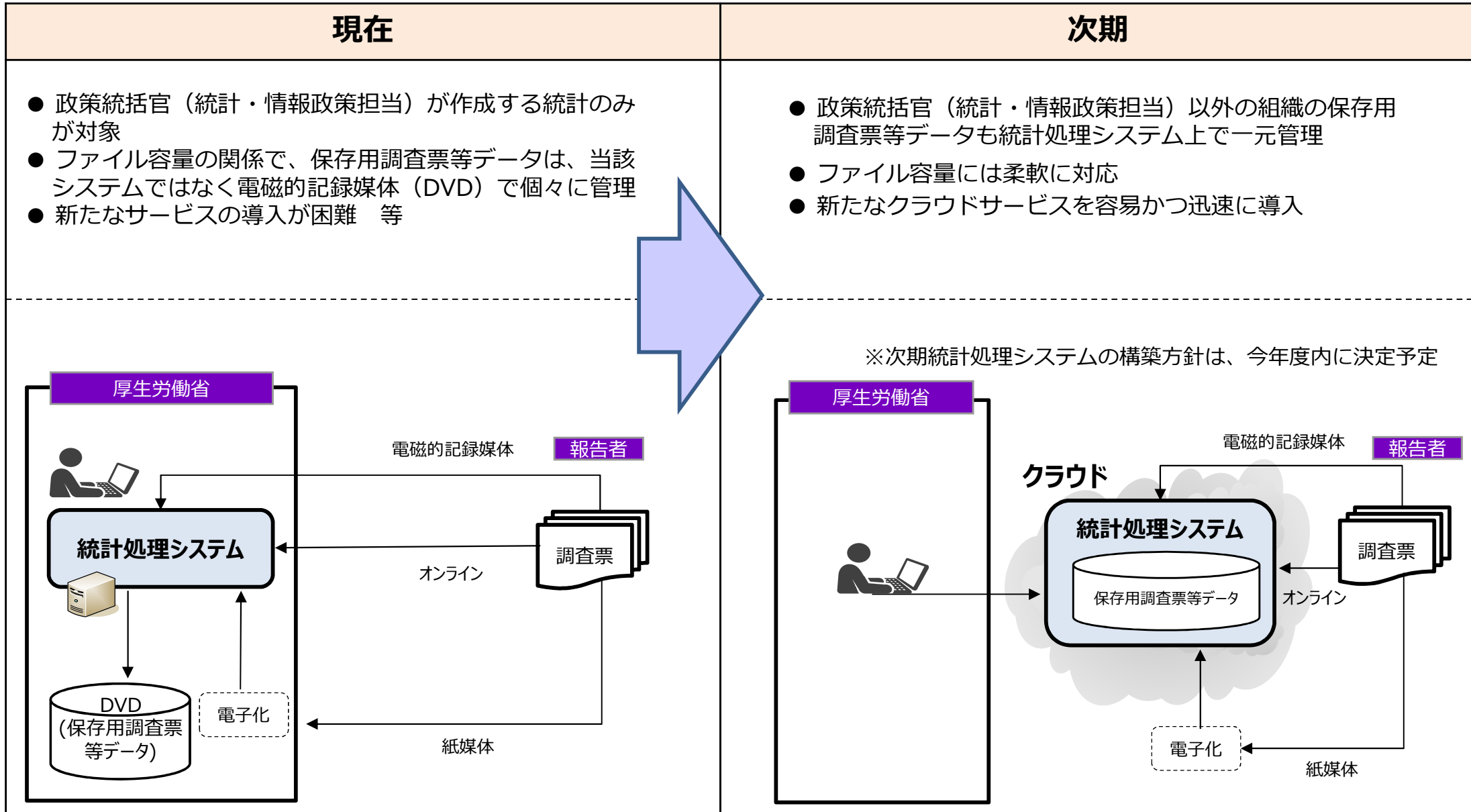
<毎月勤労統計システム>

- 移行する言語による集計処理プログラムを開発し、試行・検証を実施

クラウド環境で実現する次期統計処理システム

○次期統計処理システムにおいては、政府における「クラウド・バイ・デフォルト原則(注)」の方針に基づき、クラウドサービスを利用したシステムの構築を検討

(注) 政府情報システムを整備する際には、クラウドサービスの利用を第一候補とする考え方（「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日閣議決定)）



3. 組織改革・研修の拡充等

(1) 2020年度(令和2年度)上期の取組内容

①新体系による計画的な研修実施

- 政策立案のための能力（統計データ作成・活用・分析能力）の向上に向けた厚生労働省人材育成基本方針（令和2年4月1日改定）に基づき、①必須研修の設置、②既存のスキルレベル別研修に新たな研修を新設（統計法令遵守研修等）
- 統計研修実績（令和2年9月）
実施研修：幹部職員（指定職）のための統計研修、統計基礎コース等

②定員・予算の確保、職員配置の見直し、政策所管部局・他省庁等との人事交流の拡大、関係機関との連携、統計幹事を補佐する専門家の配置

- 予算概算要求・組織定員要求の実施（令和3年度予算概算要求3.6億円）（令和2年9月）【資料4参照】

③統計人材プロフィールの整備

- 政策統括官（統計・情報政策担当）内の職員を対象としたプロフィールを準備（令和2年9月）

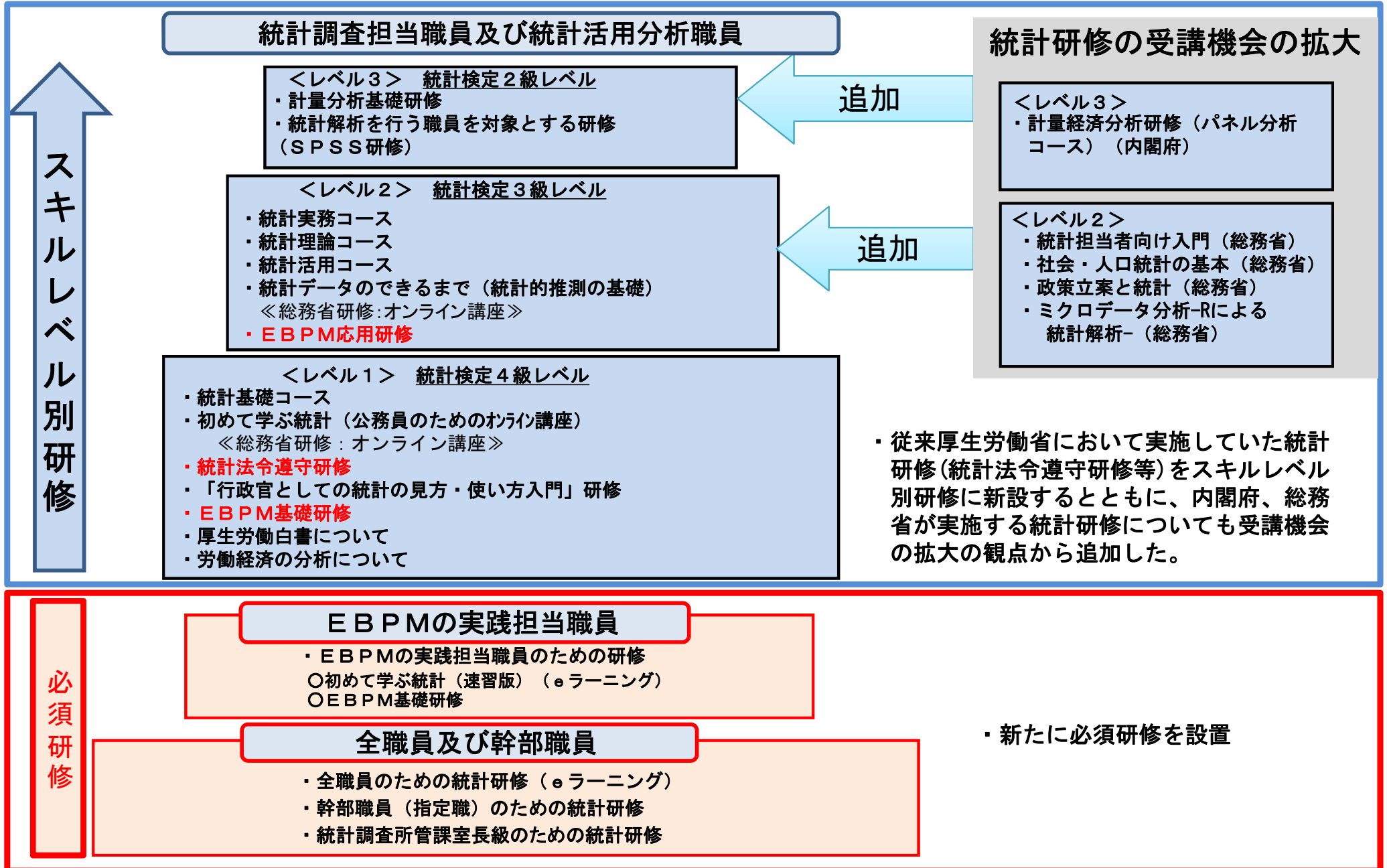
(2) 2020年度(令和2年度)下期の取組方針

- 新型コロナウイルス感染症の影響により見直した研修計画の計画的な実施
- 統計データアナリスト等の育成目標の策定
- 統計幹事を補佐する専門家の配置
- 政策所管部局・他省庁等の人事交流の拡大
- 統計人材プロフィールの運用（毎年1回更新予定）

(3) 2021年度(令和3年度)の取組方針

- 計画的な研修実施（研修の実施を踏まえ、研修メニュー、体系等を修正）
- 統計データアナリスト等の育成
- 政策所管部局・他省庁等の人事交流の拡大

必須研修及びスキルレベル別研修体系



統計人材プロフィール

【整備目的】

- ① 統計人材の計画的なキャリアアップ
計画的な人材育成、職員の統計スキルの向上に資する。
- ② 資格保有者プロフィールの元データとして活用
統計データアナリスト等の資格保有者のプロフィール（改革工程表において整備予定）の元データとして活用

【プロフィール項目】

統計業務経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等

【プロフィールのイメージ】

氏名 フリガナ	経験 年数	研修履歴 (研修受講履歴から貼り付けること)	学位 (修士・博士)	統計に関する 資格(取得年)	基幹統計(厚生統計)			
					経験 年数	在籍	業務内容	
トウケイタロウ 統計 太郎	6	H25.5.13 統計情報処理研修 UNIXの基礎 H25.5.20 統計情報処理研修 SAMAS H25.5.27 統計情報処理研修 DICS64		統計検定2級(H30)	6	①H25.4~27.3 ②H27.4~28.10 ③H30.4~R02.3	①医療施設調査 ②人口動態調査 ③医療施設調査	①集計、SAMAS・DICS、専門職 ②分析・公表、PG使用ほぼ無し、補佐 ③企画・公表、SAMAS・DICS、補佐

参考1 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」 第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策 3. 統計に関する認識・リテラシーの向上

(3) 職員のキャリアパス形成の見直し

- 今般の事案では、統計業務に携わる担当者でさえ、統計の意義や重要性についての意識が備わっていないことなどの課題が浮き彫りになった。こうした点を踏まえれば、統計職員の計画的な育成やモチベーションを高めていくため、以下のような取組を行う。
 - ・ 職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等により、統計人材を計画的にキャリアアップさせ、統計職員が安心して業務を遂行し、誇りを持てるようなキャリアパスを策定する。

参考2 総合的対策に基づく改革工程表 ステートメント6 タスク⑩ 府省内の統計作成の拠点となり、政策立案の支援もできる統計業務資格保有者（統計データアナリスト・統計データアナリスト補）の配置を推進

- ・ 資格保有者は、統計部局に集中的に配置し、必要に応じて、政策部局の調査設計や調査実施管理、政策指標の改善や政策研究等に責任を持って携われる体制を整備
- ・ 統計部局は、資格保有者のプロフィールを管理して、府省内の政策部局や政策研究所等に広く情報提供

4. データの利活用・一元的な保存の推進

(1) 2020年度(令和2年度)上期の取組内容

① 厚生労働省データ利活用検討会

- 第1回を書面にて開催(令和2年5月)【参考4参照】
(主に下記の点を議論)
 - ・ オンサイト施設に係る取組を拡充させるための課題
 - ・ 厚生労働省ホームページの見やすさ、情報の過不足
 - ・ 調査票情報の二次利用に係る審査手続きや、利用手引きにおける情報の過不足
- 第1回の議論を踏まえて、「調査票情報の二次利用等の利用者アンケート」を実施(令和2年7月～8月)
過去に調査票情報を二次利用した研究者等を対象に、二次利用に係る審査、厚生労働省からの情報提供、利活用促進に関する意見等を伺う。
- 第1回の議論を踏まえて、厚生労働省ホームページを改良

② 広報

- 上記検討会の議論を踏まえて、厚生労働省ホームページを改良(再掲)
- 学会等については新型コロナウイルス対応により中止又はオンラインとなったことから、チラシ配布等による広報が行えていない。

(2) 2020年度(令和2年度)下期の取組方針

○ 厚生労働省データ利活用検討会の開催

- ・ 「調査票情報の二次利用等の利用者アンケート」結果等を踏まえて、利活用について議論する予定
- ・ 年度内に、利活用促進策等について議論いただき、報告書を取りまとめる予定

(3) 2021年度(令和3年度)の取組方針

- 厚生労働省データ利活用検討会でとりまとめられた利活用促進策を実施し、利活用の一層の促進、広報の充実等を図る

厚生労働省データ利活用検討会

設置の目的

真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成することを目的とした「厚生労働省統計改革ビジョン2019」に基づき、調査票情報等の一層の有効活用に向けた取組の推進やデータの一元的な保存の推進に取り組むため、学識経験者等からなる「厚生労働省データ利活用検討会」を開催し、専門的な見地からの検討を行うとともに、意見・助言を得るものとする。

検討事項

- (1) 基幹統計調査や一般統計調査の調査票情報の二次利用の利用促進に関すること
- (2) 行政記録情報の利用促進に関すること
- (3) (1) (2) の検討を通じて得られた知見に基づき、時代に即した既存統計等の調査項目等の見直しに関すること
- (4) データの一元的管理などその他データの利活用に関すること

構成員

- ◎ 阿部正浩(中央大学 経済学部教授)
川口大司(東京大学大学院経済学研究科教授)
野口 晴子(早稲田大学政治経済学術院教授)
【オブザーバー】
川崎茂(日本大学経済学部特任教授)
注: ◎は座長、五十音順、敬称略

調査票情報の二次利用等の利用者アンケート

1. アンケートの目的

厚生労働省における調査票情報の二次利用等にかかる利用者の実態を把握し、今後の改善につなげること

2. アンケート対象の範囲

(1) 地域的範囲 全国（匿名データの場合は海外もありえる）

(2) 属性的範囲 利用申請の連絡先担当者

※回答は事務担当者ではなく利用申請者（企業、法人等の場合、組織ではなく実際の利用申請者）を基本とする

3. 報告を求める個人

(1) 数

・ 33条（調査票情報） 100人程度

・ 34条（オーダーメード） 5人程度

・ 36条（匿名データ） 5人程度

(2) 選定の方法

令和2年5月末までに利用承認され、提供した者（地方公共団体等の場合を除く）について遡って選定
ただし、同じ申請者は除外。

4. 基準となる期日又は期間

令和2（2020）年7月27日（月）～8月31日（月）

5. アンケート経路 厚生労働省 - 研究者

6. アンケート方法 オンライン（電子メール）

7. アンケートの周期 1回限り

8. 実施期間 令和2（2020）年7月27日（月）～8月31日（月）

9. アンケート用紙の提出期限 令和2（2020）年8月31日（月）

10. 公表方法 第2回厚生労働省データ利活用検討会にて公表（当該検討会HPにも掲載）

調査票情報等の利用に関する厚生労働省ホームページの改正（改正前）

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

カスタム検索

検索

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査 > 調査票情報等の利用

調査票情報等の利用

ご注意ください

現在、新型コロナウイルスに係る対応優先のため、調査票情報の利用申請から提供までの期間に大幅な時間を要しております。利用希望の皆様にはご迷惑おかけしますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

調査票情報等の利用

調査票情報の個票利用について（公的研究）

厚生労働科学研究費、文部科学研究費等で調査票情報を利用される方、都道府県、地方自治体、国立大学等の機関の方

統計法第33条第1項による調査票情報の提供

調査票情報の個票利用について（学術研究）

公的研究、各種大学、公益社団法人、公益財団法人（公的目的事業に限る）の方、またはそれらの補助する研究公募により認められた方

統計法第33条の2による調査票情報の提供（オンライン施設利用による調査票情報の提供のみ可能）

オーダーメイド集計及び匿名データの提供

学術研究の発展に資すると認められる統計表の作成等を行う方、教育の発展に資すると認められる統計表を作成を行う方、官民データ活用推進基本法において指定されている、重点分野に係る統計作成等を行う方等

※ オーダーメイド集計とは、申請者からの委託内容に応じて、統計表を作成し、提供します。
匿名データとは、特定の個人または法人その他の団体の識別ができないよう加工されたデータです。

オーダーメイド集計及び匿名データの提供

オンライン施設の利用について

公的研究（統計法第33条第1項）、学術研究（統計法第33条の2）により統計表等を作成される方

オンライン利用による調査票情報の提供

調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ

調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ[PDF形式・440KB]

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

統計情報・白書

- 各種統計調査
- 統計調査実施のお知らせ
- 統計調査実施予定
- 最近公表の統計資料
- 統計調査公表予定
- 厚生労働統計一覧
- 統計概要一覧
- 統計情報をご利用の方へ
- 統計について学ぼう
- 統計関連サイトリンク

白書、年次報告書

調査票情報を利用したい方へ

関連リンク

- 政府統計の総合窓口
- オーダーメイド集計・匿名データ提供
- 政府統計の統一ロゴタイプ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査結果 > 統計情報をご利用の方へ > オンライン利用による調査票情報の提供について

オンライン利用による調査票情報の提供について

統計法（平成19年法律第53号）第33条第1項及び第33条の2に基づく調査票情報提供に際し、独立行政法人統計センターと連携する大学、行政機関及び学術研究機関等に設置された情報セキュリティを確保したオンライン施設において、調査票情報が利用できます。

お知らせ

平成31年1月4日 オンライン利用による調査票情報の提供を開始

※ オンライン利用が可能な調査票情報は [こちら](#)

利用手続

オンライン利用に関する事務は、独立行政法人統計センターに委託しています。利用手続等については、委託先独立行政法人統計センターにお問い合わせください。

[統計センターホームページ](#)

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

文字サイズの変更 標準 大 特大

御意見募集やパブリックコメントはこちら 国民参加の場

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集・情報公開

ホーム > 統計情報・白書 > 各種統計調査結果 > 統計情報をご利用の方へ > オンライン利用による調査票情報の提供について > オンライン利用が可能な調査票情報

オンライン利用が可能な調査票情報

< 基幹統計調査 >

- 人口動態調査
- 労働力調査
- 就業構造基本調査
- 健康調査

< 一般統計調査 >

- 就業構造基本調査
- 労働力調査
- 健康調査
- 就業構造基本調査

人口動態調査

平成31年1月4日 平成29、30年人口動態調査の提供を開始

就業構造基本調査

平成31年1月4日 平成29、30年就業構造基本調査の提供を開始

労働力調査

平成31年3月25日 平成29年労働力調査の提供を開始

健康調査

平成31年3月25日 平成29、30年健康調査の提供を開始

就業構造基本調査

平成31年3月25日 平成27、28年就業構造基本調査の提供を開始

健康調査

平成31年3月25日 平成29、30年健康調査の提供を開始

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、左記のアイコンをクリックしてダウンロードしてください。

調査票情報等の利用に関する厚生労働省ホームページの改正（改正後）

The screenshot shows the homepage of the Ministry of Health, Labour and Welfare. The main navigation bar includes 'Home', 'News & Reports', 'Policies', 'About the Ministry', 'Survey Information & White Papers', 'Administrative Regulations', 'Applications, Collection, and Information Disclosure'. The 'Survey Information & White Papers' menu is selected, leading to a page titled '調査票情報等の利用' (Utilization of Survey Information, etc.).

調査票情報等の利用

ご注意ください

現在、新型コロナウイルスに係る対応等優先のため、調査票情報の利用申請から提供までの期間に大幅な時間を要しております。利用希望の皆様にはご迷惑おかけしますが、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

調査票情報の個票利用について（公的研究）

厚生労働科学研究費、文部科学研究費等で調査票情報を利用される方、他省庁、地方自治体、国立大学等公的機関の方

▶ [統計法第33条第1項による調査票情報の提供](#)

調査票情報の個票利用について（学術研究）

公的研究、各種大学、公益社団法人、公益財団法人（公的目的事業に限る）の方、またはそれらの補助する調査研究公募により認められた方

▶ [統計法第33条の2による調査票情報の提供\(オンサイト施設利用による調査票情報の提供のみ可能\)](#)

オーダーメード集計及び匿名データの提供

学術研究の発展に資すると認められる統計表の作成等を行う方、教育の発展に資すると認められる統計表の作成等を行う方、官民データ活用推進基本法において指定されている、重点分野に係る統計作成等を行う方

※ オーダーメード集計とは、申請者からの委託内容に応じて、統計表を作成し、提供します。
匿名データとは、特定の個人または法人その他の団体の識別ができないよう加工されたデータです。

▶ [オーダーメード集計及び匿名データの提供](#)

関連リンク

- e-Stat ▶ [政府統計の総合窓口](#)

The screenshot shows a page titled 'オンサイト施設の利用について' (About On-site Facility Utilization). It provides information on how to use survey data for public research and academic studies.

オンサイト施設の利用について

公的研究（統計法第33条第1項）、学術研究（統計法第33条の2）により統計表等を作成される方

オンサイト利用による調査票情報の提供*（[縦書きマイクロデータ利用ポータルサイト【miripo】へ移動](#)）
（オンサイト利用が可能な調査票情報）

- ・人口動態調査（平成28年、29年）
- ・資金構造基本統計調査（平成28年、29年）
- ・就労条件総合調査（平成29年、30年）
- ・事業工業生産動態統計調査（平成28年、29年）
- ・医薬品・医療機器産業実態調査（平成27年度、28年度）
- ・国民健康・栄養調査（平成28年、29年）

● オンサイト利用に関する事務は、独立行政法人統計センターに委託しています。
利用手続等については、委託先の独立行政法人統計センターにお問い合わせください。

▶ [統計センターホームページ](#)

※ 統計法（平成19年度法律第53号）第33条第1項及び第33条の2に基づく調査票情報の提供に関し、独立行政法人統計センターと連携する大学、行政機関及び学術研究機関等に設置された情報セキュリティを確保したオンサイト施設において、調査票情報が利用できます。

調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ

▶ [PDF調査票情報等の利用に関する方法・利用者・方法のまとめ\[PDF形式:388KB\]](#)

（参考） 全省庁の調査票情報の提供について

▶ [公的統計のマイクロデータ利用のためのポータルサイト【miripo】](#)

▶ [PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

御意見募集やパブリックコメント ▶ [国民参加の場](#)

5. E B P Mの実践を通じた統計の利活用の促進

(1) 2020年度(令和2年度)上期の取組内容

【EBPMの実践関係】

①EBPMの対象施策の拡大【参考4参照】

- 令和2年度は、令和3年度予算要求事業のうち、新規事業(1億円以上)、モデル事業、大幅見直し事業を原則対象としてロジックモデルを作成し、概算要求に係る会計課長説明で活用(10局31事業)。

②有識者によるEBPMの実践状況の検証等

- 外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、「厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会」(以下「EBPM有識者検証会」という。)を9月14日に開催。

③EBPMよろず相談窓口の対応状況

- 相談窓口について、四半期に一度全職員一斉メールにて周知。(10月1日現在:7局11件受付)

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】【参考4参照】

- 3つのサブチーム(①働き方改革、②女性のキャリアと子育て、③障害者雇用)において、分析テーマごとにロジックモデルを作成し、分析を開始。

(2) 2020年度(令和2年度)下期の取組方針

【EBPMの実践関係】

- EBPMの対象事業の中から、ロジックモデルの精度向上を図るため、重点フォローアップ事業(12事業)を選定。
- 重点フォローアップ事業の中から、効果検証手法の精度向上を目指す効果検証対象事業を選定予定(1~3事業)。また、過去のEBPMの対象事業の中から、1~3事業を選定し、実際の統計等データを用いて効果検証を実施予定。
- EBPM有識者検証会を開催し、引き続き本年度の実践状況を検証。

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】

- 分析テーマごとに分析を実施し、分析結果については厚労省HP等で公表予定。

(3) 2021年度(令和3年度)の取組方針

【EBPMの実践関係】

- 令和2年度に開催したEBPM有識者検証会における有識者の意見等を踏まえ、EBPMに適した事業の更なる対象拡大を検討予定。
- 令和2年度に引き続き、EBPM有識者検証会を開催し、令和4年度に向けてEBPMの実践状況を検証。また、EBPMよろず相談を実施。

【省内若手・中堅プロジェクトチーム関係(人材養成)】

- メンバー等を入れ替えた上で新たな分析を実施予定。

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

設置の目的

みずほ情報総研株式会社では、厚生労働省から委託を受け、令和2年度にEBPM推進に係る調査研究事業を実施している。本事業の一環として、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表（令和元年10月8日）に基づき、外部有識者によるEBPMの実践状況の検証等を行い、EBPMの更なる推進を図ることを目的として、外部有識者による検証会を開催する。

検証事項

- (1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証
- (2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証
 - ① 事業のスクリーニング基準に係る検証
 - ② 予算過程での反映方法に係る検証
 - ③ 事後の効果検証スキーム等の精度向上に係る検証
 - ④ その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

構成員

駒村 康平 慶應義塾大学 経済学部 教授
◎田中 隆一 東京大学社会科学研究所 教授
野口 晴子 早稲田大学 政治経済学術院 教授
森川 想 東京大学 大学院工学系研究科 講師

注：◎は座長、五十音順、敬称略

科学的なエビデンスに基づく政策立案を「専門家」がサポート

■ ■ 「EBPMよろず相談所」 開設中 ■ ■

- 新型コロナ対応等で皆様ご多忙と存じますが、事業の効果検証についてご相談されたい方、予算折衝に向けてエビデンスの知見を取り入れたい方、ロジックモデルの記載内容について助言が欲しい方など、**まずはお気軽にご連絡ください（内7572又はEBPM jimukyoku@mhlw.local）**。メールで解決が難しい内容の場合は対面での打合せをセットします。

・ 昨年度相談実例

- 現在検討中の事業の効果検証方法が適切かどうか確認して欲しい
- ○○データの公開に対して社会にはどの程度ニーズがあるか、ブレインストーミング的に議論をしたい
- ××制度の有効性を検証する調査手法について一緒に考えて欲しい
- 現在検討中の事業に係るロジックモデルの記載内容について助言が欲しい

こんなご相談にも対応できます

- そもそも事業の効果検証にどのような方法があるの？
- 現在検討中のこの事業の効果検証方法はどの方法を用いるべき？
- この施策の効果検証にはどんなデータが必要？
- ロジックモデルの作成方法を教えて欲しい … 等



EBPM

エビデンスに基づく政策立案
(Evidence-Based Policy Making)

因果関係を示す（科学的な）エビデンスを活用することで、政策課題の解決に向けて、より最適な政策を立案する取組

- ★ 欧米では1990年代から発展。アメリカの一部分野では、**EBPM**に基づく提案でないと承認されないほどです。
- ★ 令和元年8月に行われた統計改革推進会議で、菅官房長官が「**EBPM**の定着に向けた取り組みが急務」と訴えるなど、霞が関でも**EBPM**は必須スキルになりつつあります。

政策統括官付政策立案・評価担当参事官室 **EBPM事務局**

◆ 内線：7572 ◆ mail：EBPM_jimukyoku@mhlw.local

EBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム

設置の目的・概要

- EBPMの実践を通じた統計の利活用を推進し、厚生労働省職員が統計データに係る分析手法を習得できるようにするため、政策統括官(統計・情報政策担当)にEBPMの推進に係る若手・中堅プロジェクトチーム(以下「若手チーム」という。)を令和元年12月27日に設置した。
- チーム長は政策企画官、副チーム長は政策立案・評価推進官を充て、省内でEBPMに関心のある者等有志からチーム員が構成される。チーム員は、課長補佐級1名、係長・主査級7名、係員級2名の計10名(令和2年9月1日現在)
- EBPMの取組が進んでいない労働、福祉分野を中心に分析等を実施し、分析結果をレポートや白書、審議会資料等に活用することを目指す。

全体会合の実績・活動予定

- 第1回 令和2年1月21日
 - 辞令交付
 - 若手チームの設置、概要について
- 第2回 令和2年2月26日
 - 令和元年度EBPM実践事業「地域雇用活性化推進事業」(職業安定局)について担当者より説明
 - 分析テーマと、各テーマを推進するサブチームの決定(働き方改革、女性のキャリアと子育て、障害者雇用)
 - 今後の進め方について検討
- 第3回 令和2年8月27日
 - 分析発表「ロジックモデルとは何だろうか?(医療費適正化計画の原型を事例して)」
(政策統括官付参事官(企画調整担当))
 - サブチームの活動について

今後については、分析テーマが確定し、調査票情報の二次利用申請等の準備が済んだテーマから分析を進め、年度内を目処に分析結果を公表予定。

労働政策研究・研修機構との連携

- 若手チームの活動を推進するため、労働政策研究・研修機構(以下「JILPT」という。)と連携し「EBPMセミナー」を開催。
- 第1回は令和2年8月7日に開催し、JILPTと厚生労働省より31名が参加。
演題:「男性の育休と育児の現状～今後のEBPMに向けて～」(JILPT 池田心豪主任研究員)
- 今後も数回にわたり、労働分野に関連したテーマを取り上げ、EBPMセミナーを実施予定。